

栃木県本庁舎広告募集要項

1 募集する広告の内容

栃木県本庁舎内に以下のとおり広告掲載枠を設置し、ポスターを掲示します。

掲載箇所	枠数	枠規格	広告掲載料 (月額・税込)
本館 1 階 県民ロビー内	7 枠	B 0 判縦 【有効寸法】 縦 1,418mm×横 992mm	1 枠につき 15,000 円
本館 15 階 展望ロビー内	8 枠 (南北各 4 枠)	A 0 判縦 【有効寸法】 縦 1,150mm×横 803mm	1 枠につき 7,000 円
本館 乗用エレベーター内	10 枠 (1～10 号機)	A 1 判縦 【有効寸法】 縦 803mm×横 556mm	1 枠につき 6,500 円
本館 1 階 男性用トイレ内	8 枠 (東西各 4 枠)	A 3 判横 【有効寸法】 縦 284mm×横 407mm	1 枠につき 1,250 円
本館 15 階 男性用トイレ内	8 枠 (東西各 4 枠)	A 3 判横 【有効寸法】 縦 284mm×横 407mm	1 枠につき 500 円
本館 3 階 女性用トイレ内 洗面台横壁面	2 枠 (東西各 1 枠)	A 1 判縦 【有効寸法】 縦 803mm×横 556mm	1 枠につき 1,250 円
東館 乗用エレベーター内	1 枠	A 1 判縦 【有効寸法】 縦 803mm×横 556mm	1 枠につき 6,000 円

※画面内に法人名等が表示されない場合は、協議の上、下枠に必要な表示を貼付します。
※本館乗用エレベーターの 1 号機の壁面にはいちごの装飾をしております。1 号機に
お申込みの際は御了承の上、お申込みください。

2 広告掲載期間

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日までの最大 12 か月間 (1 月単位
で申し込み可)

3 栃木県本庁舎の来庁者数等

本庁舎 (展望ロビー) 来庁者数 : 約 14,000 人 / 月 (令和 6 (2024) 年 11 月実績)

本庁舎見学団体数 : 150 団体、約 5,200 人 (令和 5 年度実績)

本庁舎 (本館等) に勤務する職員数 : 約 2,100 人 (令和 6 (2024) 年 4 月現在)

※本庁舎来庁者数は、本館 15 階展望ロビーに設置したカウンターで計測しています。

4 申込方法

直接又は郵送にて、以下の書類を栃木県経営管理部管財課まで提出してください。

- (1) 栃木県本庁舎広告掲載申込書（「栃木県本庁舎広告掲載実施要領」別記様式第1）
- (2) 広告図案（イメージ・ラフスケッチでも可）
- (3) 会社概要等が分かる書類
- (4) 直近1年分の都道府県税の納税証明書（写し可）
 - ① 県内に事業所がある場合：栃木県の全税目の納税証明書
 - ② 県内に事業所がない場合：本社所在都道府県法人事業税又は個人事業税の納税証明書
- (5) 広告主が法令に違反していないことの申立書（「栃木県広告掲載実施要領」様式第4号）

※ (1)、(5)の様式は管財課ホームページからダウンロードできます。

(URL) <http://www.pref.tochigi.lg.jp/b06/koukoku/koukoku2025.html>

5 申込期限

令和7(2025)年2月10日(月)午後5時まで(郵送の場合は必着)にお申込みください。
広告掲載決定(2月下旬)以降は、空き枠の状況に応じて随時受け付けます(掲載希望月の前月15日締切)。

6 関係規程

申込みに当たっては、以下の規程を御確認ください。

管財課ホームページからダウンロードできます。

(URL) <http://www.pref.tochigi.lg.jp/b06/koukoku/koukoku2025.html>

- ・ 栃木県本庁舎広告掲載実施要領（本庁舎広告の掲載手続について定めています。）
- ・ 栃木県広告掲載基準（業種、広告内容等の掲載基準について定めています。）
- ・ 栃木県広告掲載要綱【参考】（掲載できる広告範囲について定めています。）
- ・ 栃木県広告掲載実施要領【参考】（4(5)の申立書について定めています。）

7 広告掲載の決定

- (1) 提出書類について、県において上記6の関係規程に適合するか否か審査を行います。
- (2) (1)の審査に適合したもののうち、同一の広告掲載箇所に対し複数の申込みがあった場合は、次の順位により掲載広告を選定します。
 - ① 掲載希望月の総数が多いもの
 - ② 県内に事業所等を有する企業又は自営業者
- (3) (2)により順位の優劣を判断できない場合は、県において抽選を行い、掲載広告を選定します。

なお、抽選会は、全て県管財課職員が代行して厳正に抽選を行いますので、御了承ください。

8 広告掲載決定後の手続き

- (1) 掲載決定の通知（令和7(2025)年2月下旬）

県から申込者あて、広告掲載の可否及び掲載の場合の掲載箇所等について通知します。
なお、事務手続きの詳細についても併せて通知します。
- (2) 行政財産使用許可申請書の提出（令和7(2025)年3月上旬）

広告掲載が決定した場合は、(1)掲載決定の通知に添付されている「行政財産使用許可申請書」を県管財課へ提出していただきます。
- (3) 広告原稿（ポスター）の提出（令和7(2025)年3月下旬）

県の指定した日までに、広告原稿を県管財課へ提出してください。

(4) 広告掲載料の支払い（令和 7（2025）年 4 月上旬）

県から納入通知書を送付しますので、指定の日までに納入してください。

9 問い合わせ・申込書提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20（栃木県庁本館 3 階 G（南側））

栃木県経営管理部管財課 管理担当

TEL 028-623-2075 E-mail kanzai@pref.tochigi.lg.jp